

宇陀市総合教育会議を傍聴される方へ

会議の傍聴にあたり、次のことをご確認ください。

1 傍聴の定員

(1) 傍聴の定員は、15名以内とします。

なお、報道関係者が入る場合は、別に傍聴席を設けます。

(2) (1)にかかわらず、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴の定員を定めることがあります。

2 傍聴する場合の手続

(1) 会議を傍聴しようとする方は、会議開会の30分前から15分前までの間に所定の用紙に住所、氏名その他必要事項を記入してください。

(2) 定員を超えた場合は、抽選とします。

3 会議を傍聴する場合の遵守事項

(1) 次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- ・酒気を帯びている者
- ・会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- ・市長の許可を得ていない児童及び乳幼児
- ・その他市長が傍聴を不相当と認める者

(2) 傍聴席にあるときは、次に掲げる行為をしないでください。

- ・みだりに傍聴席を離れること。
- ・私語、談話、拍手等を行うこと。
- ・議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- ・飲食又は喫煙を行うこと。
- ・写真、動画等を撮影し、又は録音等すること。
- ・その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

(3) 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴席からの退場を命じられたときは、速やかに退場してください。

4 会議の非公開

(1) 次のいずれかに該当する場合は、会議を非公開とします。

- ・個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- ・会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき。
- ・その他公益上必要があると認めるとき。

(2) 公開中の会議において、(1)のいずれかに該当する場合となったとき、それ以降は非公開として会議を継続することがあります。

5 その他

上記のほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議で定めます。